

## 小林勝 20 条裁判、東京地裁の不当判決を許さず 高裁での逆転勝利を勝ち取ろう

既に本号でも掲載しましたが、5月30日、中央学院大学非常勤講師の小林勝さんの20条裁判で東京地裁民事36部三木素子裁判長が読み上げた判決文(判決を書いたのは江原健志前裁判長)は「主文 原告の請求をいずれも棄却する。訴訟費用(補助参加によって生じたものを含む。)は、原告の負担とする」という、全くの不当判決で、原告側の積み上げてきた『大学側に翻弄され、専任教員以上に働いてきた実態』を無視し、被告大学側の主張(就業規則等)を引用してまで、「専任教員には義務付けされた職務があり、非常勤講師にはないから格差は許容範囲」と形式論で一蹴するというもので、「司法の反動化や忖度」の情勢だか仕方がないと諦めるわけにはいきません。

6月10日、原告と弁護団は東京地裁の不当判決を不服として東京高裁に控訴手続きを行いました。また、6月21日には「支援する会第3回総会」を開催(詳細は支援する会ニュース7月3日号参照)し、不当判決を許さず、東京高裁での逆転勝利を勝ち取るため、裁判闘争・団体交渉・大衆行動の三位一体を更に強化しようと誓い合いました。

控訴審の第1回期日が9月11日(水)14時30分から東京高裁424号法廷に決まりました。傍聴席を埋め尽くして、被告中央学院大学側を圧倒し、解決と勝利の狼煙を上げましょう。多くの方の傍聴参加をお願いします。

### 当面する行動予定

**9月1日(日)中央学院大学オープンキャンパス行動 11時～ 我孫子駅北口**

**9月11日(水)東京高裁前宣伝行動 13時30分～14時10分東京高裁前  
東京高裁第1回口頭弁論 14時30分～東京高裁424号法廷  
裁判報告会 裁判終了後ただちに 弁護士会館**

**10月1日(火)中央学院大学との団体交渉 16時30分～中央学院大学7F**

\* 問い合わせ先

〒101-0048 東京都千代田区司町 2-15-9 武蔵野ビル 2階 NPO 労働相談室内

小林勝 20条闘争を支援する会 TEL070-6576-2071.FAX03-5577-7263

メール [20kobayashi20@gmail.com](mailto:20kobayashi20@gmail.com)

ホームページ <http://20kobayashi20.com/index.html>